

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、まんのう町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）追上地区）を行うことについて平成23年2月9日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成23年2月24日から同年3月16日まで縦覧に供する。

平成23年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造